

釜の現実を一切問わぬ裁判は不当である。

五二五抗議行動裁判より

去る五月二十五日、辰巳商会との労務争議に警。察が不当介入した
ことから起った抗議行動で逮捕、起訴されていた、Sさん、Mさんの
ホー回の公判が午前に時過ぎ大阪地裁で昨日ありました。

いうまでもなく、釜や山谷でこつした抗議行動が何回も起さるのほ
人權無視や法律違反が堂々とまかり通っている為であることは明らか
です。たとえ俺達^{わが}がふらふらと石を投げたとしても俺達の胸の内には
無意識のうち^に怒りが一杯つまっていて、それが無意識のうち^に石を
もたせるのだ。

この公判において田川弁護士は冒頭陳述で万博後の不景気で求人が
減少していること、それに対してセンターは何もなしとこいなること
しかもセンターは財団法人である為労働基準法、取守法にみよって違法
な業者を取りしめることができなく、牛配師、人未出しが野放しで、
賃金未払いもまだ多くある。又ドヤは旅館業法や建築基準法、消防法
にほとんどが違反している。しかもそのような法律違反を見てみぬふ
りをしている行政は釜のこまゆらな問題を治安対策として警。察にまづ
て押しつけている。この事が今回の抗議行動の原因であるとして、証
人として拒否した。だが、検事はそのような事は事件と直接関係ない
として拒否しました。又弁護人側が申請した証人も同じ理由で拒否し
結局今回公判まで無保というこゝことになりました。
しかしこの事は釜の現実をこゝから見る事を許して下さる事で不当な裁判です。
[上尾文彦]

しかし検事や判事がいくらそのことを認めまいとしても、事實は事
実である。そのいい例が昨日の府との交渉であり、ドヤの事柄である。
次回公判はSさんが7月9日、Uさんが9月27日です。今度は皆で押
しかけて話しのわからん奴に皆でわからせてやろうじゃないか。

手配師テトがいるがアブシた者が住ト宿ト。

いけるんじゃないんですか!!

又しても話しのわからん裁判官

なまこの日は二十八日にパウラしたNさん、Iさん、Hさんの裁判が
午前十時、午後二時の二回にわたってありました。

二時からの審理においては三人に対する弁護士尋問が行われ、その中
で釜の労働者が日頃どのような生活をしているか明らかにされました
又証人尋問も行われ、西成分会の仲間が証人になって、手配師のピ
ンハネやアブシの多いことを証言したら、裁判官は「手配師がいるか
らアブシた者が仕事にいけるんじゃないですか」と自分の無知をさ
らけだした。こんな奴らにわしらを裁けるか。手配師がいなくとも任
事は労働者を必要としてる。ピンハネ手配師はいらんのか。

公判日程

(五日は大政府回文があつたので多くの人が参加する事
は出来ませんでした。ヒマのある人はなるべく参加して下さい。)

★七月八日、一時 Sさん

★七月九日、一時 Uさん

★七月十九日 午前一の時、Nさん、Hさん、Iさん

尚、この日は、判決公判で、それぞれ懲役一年、六月、八月が

求刑されていきます。(参加希望者は、法廷を教えます。電話して下さい)